

会則変更

※変更箇所を下線で示しました。

横浜国大理工学部化学系同窓会会則

平成28年7月2日改定
平成27年6月20日改定
平成23年6月4日改定
平成22年4月1日改定
平成18年11月4日制定

1. 会の名称

本会を横浜国大理工学部化学系同窓会（通称：国大化学会）と称する。

2. 会の設置

本会を横浜市保土ヶ谷区常盤台79-5（〒240-8501）
横浜国立大学理工学部化学・生命系学科内に置く。

3. 会員

- (1)正会員、特別会員、学生会員をもって構成する。
- (2)正会員は、横浜高等工業学校、横浜工業専門学校、横浜国立大学工学部、および同大学理工学部の化学工業科、応用化学科、電気化学科、材料化学科、物質工学科化学系、化学・生命系学科化学教育プログラム（以後、化学EPと略す）の卒業者、同大学大学院工学研究科、工学府、環境情報学府の当該研究室の修了者、横浜国立大学理工学部化学・生命系学科化学EP現職教員、ならびに本会が正会員と認めた者とする。
- (3)特別会員は、同大学理工学部化学・生命系学科化学EPまたはその前身学科等に關係した旧教職員とする。
- (4)学生会員は、同大学理工学部化学・生命系学科化学EP（配属資格者を含む）またはその前身学科等に所属する学生とする。学生会員は学部の卒業をもって正会員となる。
- (5)正会員ならびに学生会員は、定められた会費を納入すること。

4. 目的と理念

本会は前身団体である横浜応化会、横浜電化材化会、横国化学会を発展的に統合・継承し、会員相互の親睦を図るとともに、学生支援、会員との連携をとおして、横浜国立大学の発展および学術の

進歩と産業の発展に寄与することを目的とする。

5. 役員

- (1)本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名（現職教員正会員1名を含む）
執行役員	12名以上

うち学生代表役員 若干名

同窓委員	卒業年度または研究室等の集団 単位で1名以上
------	---------------------------

監査役員 2名

- (2)役員は次の任務を負う。

- (イ)会長は、本会の会務を統括する。
- (ロ)副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある場合はこれを代行する。
- (ハ)執行役員は会務の運営に当たる。
- (ニ)同窓委員は、各集団の会員のまとめ、連絡に当たる。
- (ホ)監査役員は、会の財務に関する監査を行う。

(3)役員の選出

- (イ)会長は、役員会の議により推薦し、総会において承認する。
- (ロ)副会長は、役員会の議により推薦し、総会において承認する。
- (ハ)執行役員は会長および副会長の推薦により会員から選出し、役員会で承認、総会で報告する。

(ニ)同窓委員は、会を構成する集団の正会員の中から選出する。

(ホ)監査役員は役員会により選出し、総会において承認する。

(4)役員の任期

各役員の任期は4月1日からの2年間とし、重

任を妨げない。同窓委員に任期は設けないが、適宜交代することができる。

- (5)本会には上記役員のほかに顧問を若干名おく。会の運営に多大な功績のあった者の中から、役員会で推薦する。

6. 運営・事業

- (1)会の運営は役員会が主として行う。
- (2)役員会は会長、副会長、執行役員をもって構成し、会長が招集する。また必要に応じて他会員の出席を求めることができる。
- (3)総会を原則として年1回開催し、会務について報告を受け、議決する。
- (4)会報を年1回以上発行する。
- (5)会員名簿を原則として3年に1回発行する。
- (6)ホームページを運営し、会員相互の情報を交換を利用する。
- (7)顧問に対し、会長が必要に応じて顧問会を招集することができる。
- (8)その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

7. 財務

- (1)会の運営は、正会員および学生会員の会費、寄付金、広告掲載料、その他雑収入をもって行う。
- (2)会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

8. 会則の変更

会則の変更は役員会の議を経て、総会において審議し決定する。

9. 細則

本会則には別途、細則を定めることができる。

細則

1. 会員の範囲について

- (1)会則3.(2)に該当しない者で、当該研究室の大学院博士課程前期・後期に在籍または修了したものは、原則として正会員とする。
- (2)当該研究室の大学院論文博士は、その希望により正会員とすることができます。

2. 会費の徴収について

- (1)正会費は年額2,000円とし、前納を原則とする。また、複数年分を一括納入できるものとする。
- (2)学生会費は在籍期間中の総額を2,000円とし、卒業時に一括納入とする。
- (3)学生会員は卒業時に4年分の正会費を前納する。ただし、卒業5年目以降は(1)の納入方法による。
- (4)特別会員については、会費を徴収しない。
- (5)暫定として平成27年4月より入学時に会費30,000円を徴収する。

3. 同窓会の事業

- (1)企画、会費納入促進、会誌、会員情報、総会、H P、庶務会計、教育研究支援基金運用の8事業グループを設ける。
- (2)各事業グループは会長、副会長の指導の下、担当する執行役員により運営する。
- (3)庶務会計グループには執行役員を3名以上おき、内2名以上を正会員たる現職教員をあてる。